なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第六号の二第一の２［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表中「

総資産			

」を

「

総資産			
１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）	円　銭	円　銭	円　銭

」に改め、同様式第１の２［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表記載上の注意１を次のように改める。

１　相互会社にあっては、「中間（当期）純利益」を「中間（当期）純剰余」に改めて記載し、「１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）」は記載を要しない。

別紙様式第六号の二第一の２［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表記載上の注意４を次のように改める。

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第六号の二第一の２［企業集団の状況について記載する場合］生命保険会社の企業集団のロの表記載上の注意４の次に次のように加える。

５　１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

別紙様式第六号の二第一の２［企業集団の状況について記載する場合］損害保険会社の企業集団のイの表中「前中間会計期間末」を「前中間連結会計期間末」に、「当中間会計期間末」を「当中間連結会計期間末」に、「

連結中間（当期）純利益			

」を「

連結中間（当期）純利益			
連結包括利益			

」に改め、同様式第１の２［企業集団の状況について記載する場合］損害保険会社の企業集団のイの表記載上の注意５を次のように改める。

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第六号の二第一の２［企業集団の状況について記載する場合］損害保険会社の企業集団のロの表記載上の注意６を次のように改める。

６　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この６において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この６において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この６において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第六号の二第一の２［企業集団の状況について記載する場合］損害保険会社の企業集団のロの表記載上の注意６の次に次のように加える。

７　１株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

別紙様式第六号の二第一の７(3)の表記載上の注意１を次のように改める。

１　持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、株式会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

別紙様式第六号の二第二生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第六号の二第二生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１(3)を次のように改める。

(3)　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第六号の二第三生命保険株式会社の表、損害保険株式会社の表、生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表記載上の注意１中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、同記載上の注意１(6)を次のように改め、同記載上の注意１中(6)を(5)とする。

(6)　１株当たり情報に関する次に掲げる事項

①　１株当たりの中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）

（銭単位）